

町主催行事会議等の実施条件

基本的な感染防止対策を継続することを条件とする。

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の回避の徹底
- ② 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ 適切な感染防止対策（マスクの着用、手指消毒設備の設置、室内の換気、入場者の制限等）を講じること
・会場等への入場時前にマスクの着用・アルコール消毒・検温の実施を徹底すること
- ④ 出席者（参加者）の特定ができること（感染経路の把握のため、氏名等の確認が取れる名簿の運用）
- ⑤ 座席等の一定距離が確保できること
- ⑥ **感染リスクが高まる「5つの場面」の要件への対策が担保できていること**

町施設使用条件

必要な基本的感染防止条件を満たし、少人数での使用を原則とする。ただし、次の条件も満たしたものとする。

少人数（屋内：100人以下、かつ施設収容定員の半分以下

屋外：200人以下かつ人と人の距離をできるだけ2m（少なくとも1m確保）できること

※但し、学校園施設については教育委員会の運営方針等の決定事項による。

中止・延期条件

※以下の状況では行事会議等については中止、延期とすること

- ・町内でクラスターが発生していると認められる場合
- ・参加者の構成等により本部長が感染リスクが高いと判断した場合

その他

※上記の要件を元に開催の判断については国対処方針等も参考に合理的な判断をすること

※共催の場合は主催者と上記指針等を参考に協議し、判断すること

※感染対策の上記条件の変更は感染症対策本部から通達することとし、当面の間、継続することとする